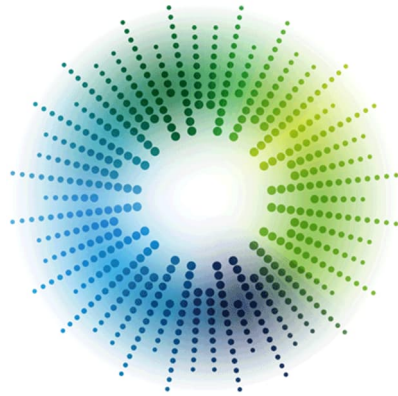




JSG ニュースレター

<Tax-2>

財政部による輸入営業税関連の通達を公表

「税関で代理徴収される輸入物品に係る営業税について、営業者の責めに帰すことのできない原因により生じた還付対象税額は実額還付が可能」

クライアント各位

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

- 財政部は 2025 年 7 月 18 日付で[台財際字第 11404579430 号](#)通達を公表しました。営業者が台湾国外から物品を輸入する際に税関によって代理徴収される営業税について、営業者の責めに帰すことのできない原因（例えば市場価格の変動、為替レートの変動など）により国内販売価格が影響を受け、前述の物品の輸入時に代理徴収された税額が国内販売時の売上税額を上回ったときは、その差額の税額について、加値型及び非加値型営業税法（以下「営業税法」という）第 39 条第二項但書の規定により、実額での還付を認めるとしています。
- 審査作業を迅速に行うため、このような案件については、主管税務機関が事実を確認したうえで処理する権限を委任され、個別に財政部の承認を受ける必要はありません。

勤業衆信の見解

- これまで営業税法第 39 条第二項但書の規定により、営業税の還付対象分については「特別な状況を有する場合は、財政部に申請し、承認を受けた後に還付を受けることができる」とされていました。財政部は、最近の為替市場の変動により営利事業者が抱える為替リスクに対応するため、今般の通達を通して、所轄の国税

局に調査と処理の権限を委ね、個別に財政部の承認を必要としないようにしたこと
で、審査手続きの迅速化を図っています。

- 例えば、営利事業が 1,000 米ドル分の物品を台湾国外から輸入し、当時の為替
レート（1 米ドル＝新台幣ドル 32 元）に基づき課税価格を新台幣ドル 32,000
元と計算し、税関で 5%の営業税（新台幣ドル 1,600 元）を代理徴収されたと
仮定し、その後、為替の変動で米ドルが値下がりし 1 米ドル＝新台幣ドル 30 元と
なった場合、営利事業は市場競争を考慮し、1,000 米ドル（新台幣ドル 30,000
元）で国内の消費者に販売し、5%の営業税（新台幣ドル 1,500 元）を売上税
額として納付することになります。このように、仕入税額（新台幣ドル 1,600 元）が
売上税額（新台幣ドル 1,500 元）を上回った場合、還付対象税額が生じるた
め、影響を受けた営利事業は、資金面での負担軽減のため、還付理由を明記し
た文書を作成し、申告書・納付書・関連証明書類を添えて所在地の税務機関に
対し、前述の還付対象税額について還付を申請することができます。



Get in touch

[過去のニュースレターはこちら](#)

[台湾 JSG のホームページはこちら](#)



Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数を指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報のみを掲載するものです。Deloitte ならびに各メンバーファームおよびデロイトネットワークは、本資料によりいかなる人に対しても専門的意見やサービスを提供しているとみなすことはできません。いかなる決定または企業の財務もしくは企業自身に影響を与える可能性を有する行動を取る前に、適切な専門家にご相談ください。

本資料の正確性または網羅性について、明示的、暗示的に関わらず、いかなる表明、保証または承諾も行っておりません。DTTL、各メンバーファーム、関係法人、職員または代理人は、本資料の利用者が本資料に依拠することにより、直接的または間接的に生じた損失または損害について一切責任または明示的および暗示的保証を負わないものとします。DTTL およびその各メンバーファームならびに関係法人は法的に独立した組織体です。

©2025 勤業頌信版權所有 保留一切權利